

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

介護職員の処遇改善につきまして、令和元年10月の介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。当該加算を算定するにあたり、下記の3つの要件を満たしている必要があります。

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）までを取得していること。
- B 職場環境等要件に関し、「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分で、それぞれ1つ以上取り組んでいること。
- C 処遇改善の取組について、ホームページへの掲載等により見える化を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（資金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

	職場環境要件項目	当法人としての取組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を習得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得のための支援として、介護職員初任者研修、実務者研修の受講料の補助を行うことにより職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。 喀痰吸引等の研修においても受講料を全額負担する等の支援を行っている。
労働環境・処遇の改善	雇用管理改善のため管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実	有給休暇取得推進を積極的に行っている。
	子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、事業所内保育施設の整備	育児休業制度について職員への周知を図る。子の看護休暇の取得については、有給としている。また、子供が3歳になるまでの間は、子育て支援手当を支給している。
	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	リスクマネジメント委員会等の各種委員会において事故・トラブルに関するマニュアルを整備している。

	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	全職員（パート職員含む）の健康診断及びストレスチェックを実施している。健康診断等に係る経費は、全額事業主負担としている。
その他の	介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化	全体定例会議等において当法人のフィロソフィー（経営理念）の共有を図っている。
	障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮	無理のない業務内容及び勤務シフトを作成している。
	非正規職員から正規職員への転換	正規職員登用制度により非正規職員から正規職員への転換を実施している。
	職員の増員による業務負担の軽減	積極的に職員を採用し、国の配置基準以上の職員配置にすることで業務負担の軽減を図っている。